

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則	法令の番号	平成12年規則第29号	
許認可等の種類	食品衛生管理者届出済証の交付	根拠条項	第6条第2項	
審査基準	<p>1 製造又は加工の工程において特に衛生上の考慮を必要として、別紙1に定めるものの製造又は加工を行う営業者であること。</p> <p>2 食品衛生管理者は、営業者自ら食品衛生管理者として管理する場合を除いては、施設ごとに専任（専らその製造（加工）を行う施設の常勤職員として任用され、かつその職務を全うすることができる者）であること。 ただし、営業者が前項の製造業又は加工業を2以上の施設で行うとき、その施設が隣接している場合、食品衛生管理者は1人で足りること。</p> <p>3 食品衛生管理者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものであること。 一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業した者 三 厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者 四 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校を卒業した者又は省令（別紙2食品衛生法施行規則第19条）の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者</p> <p>4 前項第4号に該当することにより食品衛生管理者たる資格を有する者は、衛生管理の業務に3年以上従事した製造業又は加工業と同種の製造業又は加工業の施設においてのみ、食品衛生管理者となることができる。</p>			
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所
	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	15日
			標準経由期間	8日
		目次	NO	